

大阪府条例第四十二号

大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

大阪府福祉のまちづくり条例（平成四年大阪府条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 前文 第二章・第二章（略） 第三章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（第十条―第三十二条） 第四章 ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表（第三十三条―第三十九条） 第五章（略） 第一節 事前協議（第四十条） 第二節 改善計画等（第四十一条―第四十四条） 第三節 調査、勧告及び公表（第四十五条―第四十七条） 第四節 雑則（第四十八条・第四十九条） 第六章 雑則（第五十条・第五十一条） 附則 （建築物移動等円滑化基準に付加する事項） 第十三条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、次条から第二十九条までに定めるところによる。</p> <p>（ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室） 第十九条 令第十五条第二項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 二 客室の出入口に設ける戸は、引き戸とすること。ただし、自動的に開閉する構造である場合は、この限りでない。 三 令第十五条第二項第一号ロ及び第二号ロの規定によるものとする出入口に設ける戸は、引き戸とすること。ただし、自動的に開閉する構造である場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（ホテル又は旅館の一般客室に係る経路） 第二十条 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十二号）第一条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設（以下これを一簡</p>	<p>目次 前文 第二章・第二章（略） 第三章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（第十条―第三十条） 第四章（略） 第一節 事前協議（第三十一条） 第二節 改善計画等（第三十二条―第三十五条） 第三節 調査、勧告及び公表（第三十六条―第三十八条） 第四節 雑則（第三十九条・第四十条） 第五章 雑則（第四十一条・第四十二条） 附則 （建築物移動等円滑化基準に付加する事項） 第十三条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、次条から第二十七条までに定めるところによる。</p> <p>（ホテル又は旅館の客室） 第十九条 令第十五条第二項の規定によるものとする車椅子使用者用客室は、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

易宿所等」という。)を除く。以下この条、次条及び第二十八条において同じ。)については、次に掲げる経路のそれぞれのうち一以上を、階段又は段を設けない経路(以下この条において「一般客室経路」という。)にしなければならない。ただし、知事が定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

- 一 道等から車椅子使用者用客室以外の客室(以下「一般客室」という。)までの経路
- 二 ホテル若しくは旅館又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路

2) 一般客室経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。

3) 一般客室経路のうち令第十八条第一項又は第二十四条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該一般客室経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前二項の規定は、適用しない。

(ホテル又は旅館の一般客室)

第二十一条 ホテル又は旅館の一般客室(同一の一般客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。以下この条において同じ。)は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。ただし、当該一般客室内の和風の設備を有する部分で知事が定める部分(以下「和室部分」という。)については、この限りでない。

一 床面積(同一の一般客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分及び和室部分を除く。以下この条において同じ。)が十八平方メートル(二以上のベッドを置く一般客室にあつては、二十二平方メートル)未満の場合にあつては、次に掲げるものでなければならない。

イ 一般客室の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 一般客室内(次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める部分を除く。次項において同じ。)には、階段又は段を設けないこと。ただし、用途の変更をしてホテル又は旅館にする場合は、この限りでない。

- (1) 同一客室内に複数の階がある場合
当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
- (2) 勾配が十二分の一を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
- (3) 浴室又はシャワー室(以下「浴室等」

という。)の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合、当該高低差の部分

ハ 一般客室内に便所及び浴室等を設ける場合には、一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十七センチメートル以上とすること。

ニ 一般客室の出入口からハの規定の適用を受ける便所及び浴室等並びに一般客室内にベッドを置く場合にあつては一以上のベッドまでの経路の幅は、八十センチメートル以上とすること。ただし、床面積が十五平方メートル(二以上のベッドを置く一般客室にあつては、十九平方メートル)未満の場合は、この限りでない。

三 床面積が十八平方メートル(二以上のベッドを置く一般客室にあつては、二十二平方メートル)未満の場合にあつては、第三号口からホまで及び第四号口に掲げる要件を満たすよう努めなければならない。

三 床面積が十八平方メートル(二以上のベッドを置く一般客室にあつては、二十二平方メートル)以上の場合にあつては、次に掲げるものでなければならない。

イ 第一号イ及びロに掲げるものであること。

ロ 一般客室内に便所及び浴室等を設ける場合には、一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十五センチメートル以上とすること。

ハ 一般客室の出入口からロの規定の適用を受ける便所及び浴室等並びに一般客室内にベッドを置く場合にあつては一以上のベッドの長辺の側までの経路の幅は、八十センチメートル以上とすること。ただし、当該便所及び浴室等に至る経路が直角となる場合にあつては、当該直角となる部分における経路の幅は、百センチメートル以上とすること。

二 ロの規定の適用を受ける便所及び浴室等は、車椅子使用者が便座、洗面台、浴槽その他の知事が定めるものに車椅子を用いて寄り付くことができる空間を確保すること。

ホ 一般客室内に、車椅子使用者が車椅子を転回することができる空間を確保すること。

四 床面積が十八平方メートル(二以上のベッドを置く一般客室にあつては、二十二平方メートル)以上の場合にあつては、次に掲げる要件を満たすよう努めなければならない。

イ 一般客室並びに一般客室内の便所及び浴室等の出入口に設ける戸は、引き戸とすること。ただし、自動的に開閉する構造である場合は、この限りでない。

ロ 便所及び浴室等に、手すりを適切に配置すること。

2) 用途の変更をしてホテル又は旅館にする場合における当該ホテル又は旅館の一般客室内

には、階段又は段を設けないよう努めなければならない。

第二十二條 (略)

(浴室等)

第二十三條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 (略)

第二十四條 第二十六條 (略)

(共同住宅等に係る経路)

第二十七條 (略)

2・3 (略)

4 第一項各号に掲げる経路のうち令第十八条第一項又は第二十四条第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前三項の規定は、適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第二十八條 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、第十四条から第十八条まで及び第二十二條から第二十六條までの規定(ホテル又は旅館(簡易宿所等を含む。))にあつては第十四条から第十九條まで及び第二十二條から二十六條まで、ホテル又は旅館にあつては第二十条及び第二十一條、共同住宅等にあつては第十四条から第十八條まで及び第二十二條から前条までの規定)は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 (略)

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、ホテル又は旅館の一般客室並びに共同住宅等の住戸(以下この条において「利用居室等」という。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三六 (略)

(特別特定建築物に追加した特定建築物に関する読替え)

第二十九條 第十一条各号に掲げる特定建築物についての第十七條、第十八條第二項及び第二項、第二十三條第一項並びに前条第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

第三十條 (略)

第二十條 (略)

(浴室等)

第二十一條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室(次項において「浴室等」という。)を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 (略)

第二十二―第二十四條 (略)

(共同住宅等に係る経路)

第二十五條 (略)

2・3 (略)

4 第一項各号に掲げる経路のうち令第十八条第一項又は第二十二條第二項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部若しくは一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前三項の規定は、適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第二十六條 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、第十四条から第二十四條までの規定(共同住宅等にあつては、第十四条から前条までの規定)は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 (略)

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室又は共同住宅等の住戸(以下この条において「利用居室等」という。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三六 (略)

(特別特定建築物に追加した特定建築物に関する読替え)

第二十七條 第十一条各号に掲げる特定建築物についての第十七條、第十八條第二項及び第二項、第二十一條第一項並びに前条第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

第二十八條 (略)

(制限の緩和)

第三十一条 第十一条から第二十九条までの規定は、その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

2 第十四条から第二十九条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用することができると所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

第三十二条 (略)

第四章 ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表

(移動等円滑化情報公表計画書の届出等)

第三十三条 第二十一条の規定の適用を受けるホテル又は旅館の営業を営む者(以下「新設等営業者」という。)は、次に掲げる事項を記載したホテル又は旅館の移動等円滑化に関する情報であつて規則で定めるもの(以下「移動等円滑化情報」という。)の公表に係る計画書(以下「移動等円滑化情報公表計画書」という。)を作成し、当該ホテル又は旅館の営業を開始する前の時期で規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 ホテル又は旅館の名称及び所在地
- 三 ホテル又は旅館の概要
- 四 移動等円滑化情報の内容
- 五 公表の方法

2 第二十一条の規定の適用を受けないホテル又は旅館の営業を営む者(以下「既設等営業者」という。)は、前項の移動等円滑化情報公表計画書を作成し、知事に届け出ることができる。

3 知事は、前二項の規定による移動等円滑化情報公表計画書の届出があつたときは、これを取りまとめて、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(新設等のホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表)

第三十四条 新設等営業者は、その営業を開始する日までに、前条第一項の規定により届出をした移動等円滑化情報公表計画書に従つて、当該ホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネットの利用その他の規則で定める方法(以下「インターネット等」という。)により、公表しなければならない。

(既設等のホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表)

第三十五条 第三十三条第二項の規定により移動等円滑化情報公表計画書の届出をした既設等営業者は、当該移動等円滑化情報公表計画書に従つて、当該ホテル又は旅館の移動等円滑化

(制限の緩和)

第二十九条 第十一条から第二十七条までの規定は、その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

2 第十四条から第二十七条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用することができると所管行政庁が認める特別特定建築物については、適用しない。

第三十条 (略)

情報をインターネット等により、公表しなければならない。

- 2) 第三十三條第二項の移動等円滑化情報公表計画書の届出をしない既設等営業者は、ホテル又は旅館の移動等円滑化情報をインターネット等により自主的に公表するよう努めるものとする。

(移動等円滑化情報公表計画書の変更の届出)

第三十六條 第三十三條第一項又は第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同條第一項各号に掲げる事項を変更したとき(旅館業法第三條の二又は第三條の三の規定により営業者の地位を承継した場合を含む。次条において同じ。)は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2) 第三十三條第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(報告の徴収)

第三十七條 知事は、第四章の規定の施行に必要な限度において、第三十三條第一項若しくは第二項又は第三十六條第一項の規定による届出をした者に対し、移動等円滑化情報の公表の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2) 前項の規定により報告を求められた者は、速やかに知事に報告しなければならない。

(勧告)

第三十八條 知事は、新設等営業者又は既設等営業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 第三十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第三十三條第二項の規定による届出について虚偽の届出をしたとき。
- 三 第三十四條又は第三十五條第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前条第一項の規定による報告の求めに応じないとき。

(勧告に従わない者の公表)

第三十九條 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称及び住所、当該勧告の対象となつたホテル又は旅館の名称及び所在地並びに当該勧告の内容を公表することができる。

- 2) 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手續を行わなければならない。

第五章 (略)

第四十条―第四十四条 (略)

(立入調査)

第四十五条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、事前協議に係る第四十条第一項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状況を調査させることができる。

2 (略)

(勧告)

第四十六条 知事は、事業者が事前協議を行わずに工事(第四十条第一項の工事をいう。次項において同じ。)に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。

2―4 (略)

第四十七条 (略)

(仮設建築物等に対する特例)

第四十八条 第四十条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

一―三 (略)

(国等に関する特例)

第四十九条 第四十条から前条までの規定は、国、府、市町村その他規則で定める者については、適用しない。

2 (略)

第六章 (略)

(事務処理の特例)

第五十条 (略)
2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第四十条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であつて大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

- 一 第四十条第一項の規定による協議に関する事務
- 二 第四十条第二項の規定による届出の受理に関する事務
- 三 第四十五条第一項の規定による事前協議に係る都市施設への立入調査に関する事務
- 四 第四十六条第一項及び第二項の規定による勧告に関する事務
- 五 第四十七条第一項の規定による公表及び同条第二項の意見の聴取に関する事務

3 前項第一号及び第二号に掲げる事務(第四十条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であつて、府の区域

第四章 (略)

第三十一条―第三十五条 (略)

(立入調査)

第三十六条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、事前協議に係る第三十一条第一項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状況を調査させることができる。

2 (略)

(勧告)

第三十七条 知事は、事業者が事前協議を行わずに工事(第三十一条第一項の工事をいう。次項において同じ。)に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。

2―4 (略)

第三十八条 (略)

(仮設建築物等に対する特例)

第三十九条 第三十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

一―三 (略)

(国等に関する特例)

第四十条 第三十一条から前条までの規定は、国、府、市町村その他規則で定める者については、適用しない。

2 (略)

第五章 (略)

(事務処理の特例)

第四十一条 (略)
2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第三十一条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であつて大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

- 一 第三十一条第一項の規定による協議に関する事務
- 二 第三十一条第二項の規定による届出の受理に関する事務
- 三 第三十六条第一項の規定による事前協議に係る都市施設への立入調査に関する事務
- 四 第三十七条第一項及び第二項の規定による勧告に関する事務
- 五 第三十八条第一項の規定による公表及び同条第二項の意見の聴取に関する事務

3 前項第一号及び第二号に掲げる事務(第三十一条第一項第一号から第八号までに掲げる都市施設に係るものに限る。)であつて、府の区

内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第五十一条 (略)

別表 (第十二条関係)

項	区分	規模
(略)	(略)	(略)
五	共同住宅	床面積の合計二、〇〇〇平方メートル又は住戸の数二〇(令第十四条、第十七条及び第二十条並びに第十八条、第二十三条及び第二十五条の規定の適用並びに同等から地上階に設ける住戸(地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあつては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口)までの経路以外の部分についての令第十一条から第十三条まで、第十六条、第十八条及び第十九条並びに第十四条から第十七条まで、第二十二條、第二十四条及び第二十七条の規定の適用については、五〇)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、羽曳野市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

第四十二条 (略)

別表 (第十二条関係)

項	区分	規模
(略)	(略)	(略)
五	共同住宅	床面積の合計二、〇〇〇平方メートル又は住戸の数二〇(令第十四条、第十七条及び第二十条並びに第十八条、第二十一条及び第二十三条の規定の適用並びに同等から地上階に設ける住戸(地上階に住戸を設けず、かつ、エレベーターを設ける場合にあつては、地上階にある当該エレベーターの昇降路の出入口)までの経路以外の部分についての令第十一条から第十三条まで、第十六条、第十八条及び第十九条並びに第十四条から第十七条まで、第二十條、第二十二條及び第二十五条の規定の適用については、五〇)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和二年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第十九条から第二十一条まで及び第二十八条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築（特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十七号に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）を新築し、増築し、若しくは改築すること又は用途の変更をして特別特定建築物にすることをいう。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）附則第四条第五号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第十九条から第二十一条まで及び第二十八条の規定は適用しない。